

一関地区広域行政組合行政手続条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第4号

(目的等)

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(行政手続)

第2条 処分、行政指導及び届出に関する手続は、一関市行政手続条例（平成17年一関市条例第9号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の東磐環境組合行政手続条例（平成9年年東磐環境組合条例第1号）、東磐広域行政組合行政手続条例（平成12年東磐広域行政組合条例第5号）、一関地方衛生組合行政手続条例（平成9年一関地方衛生組合条例第1号）又は一関地方広域連合行政手続条例（平成11年一関地方広域連合条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。